

入札説明書

公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記3の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

- 1 公告日 令和6年11月12日（火）
- 2 契約者 奈良県知事 山下 真
- 3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地（奈良県分庁舎6階）
奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課 道路DX推進係
電話：（直通）0742-27-7496
 - (2) 入札に関する問い合わせ先 （1）に同じ
- 4 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名 奈良県の自転車利用に関する広報物更新業務委託
委託番号 第K-委1号
 - (2) 委託業務内容 特記仕様書のとおり
 - (3) 委託期間 契約締結日（令和6年12月4日予定）の翌日から令和7年3月24日
- 5 競争入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。
 - (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
 - (2) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - (3) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
 - (4) 入札執行日時点において、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
 - (5) 入札執行日時点において、奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
 - (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づき作成された競争入札参加資格者名簿の中から、次の登録区分で登

録している者

大分類 Q 役務の提供

中分類 広告・イベント業務

小分類 ① 広告・イベント業務

(7) 国または地方公共団体が発注した本業務と類似の業務を、過去5年以内(平成31年4月1日から公告日まで)に受託し、適切に業務を履行した実績があること。

※類似の業務：広報紙面のデザイン作成又はウェブサイト作成を含む広報業務

6 予定価格の額

予定価格は、物品購入等に係る入札執行要領第19(1)に基づき、非公表とする。

7 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」といいます。)を下記のとおり提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

① 申請書の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 申請書は別記様式により作成してください。

② 申請書の作成説明会

実施しません。

③ 申請書の提出

ア 提出期限 令和6年11月21日(火)16時30分まで(必着)

イ 提出場所 3の(1)に同じ

ウ 提出方法 添付書類と一括し、書留郵便又は持参により提出

エ 提出書類 ・競争入札参加資格確認申請書(様式1)
・5の(7)を証明する書類(様式2)

オ 提出部数 各1部

(2) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格について審査のうえ、入札参加資格に適合すると認める者には入札参加資格通知書を送付します。

(3) その他

① 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

② 提出された書類は、競争入札参加資格確認に使用する以外は無断で他の資料として使用しません。提出された書類は返却しません。

8 本説明書及び仕様書の閲覧

閲覧期間 令和6年11月12日(火)から令和6年12月3日(火)まで

直接閲覧の場合は土曜・日曜・祝日を除く9時00分から17時15分まで

閲覧場所 ホームページ又は3の(1)に定める担当部署

ホームページアドレス：<https://www.pref.nara.jp/12954.htm>

9 本説明書及び仕様書に関する質問

入札説明会は実施しません。質問書は持参又は郵送にて提出してください。

なお、提出された書類等は返却しません。

(1) 提出期限及び場所

提出期限 令和6年11月15日(金)16時30分まで

提出場所 3の(1)に同じ

- (2) 提出方法は持参又は郵送とします。(メールによる質問は不可とします。)
郵送の場合は、封筒に「奈良県の自転車利用に関する広報物更新業務委託 質問書在中」と朱書きしてください。
- (3) 回答は、次のとおり閲覧に供します。
日時 令和6年11月19日(火)から同年12月3日(火)(土曜・日曜・祝祭日を除く)9時00分から17時15分まで
場所 ホームページ又は3の(1)に定める担当部署
ホームページアドレス：<https://www.pref.nara.jp/12954.htm>
なお、回答内容に関する再質問は一切受け付けしません。

10 電子契約の可否

- (1) 可とします。
- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を7で示す競争入札参加資格確認申請書とあわせて電子入札システムにより提出してください。

11 入札の日時及び場所

- (1) 入・開札の日時 令和6年12月3日(火) 午前11時00分
(2) 入・開札の場所 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県庁分庁舎6階 入札室

12 入札方法等

- (1) 入札書(様式3)は、郵便又は持参によるものとし、電送による入札は認めません。
- (2) 入札参加資格通知書(写)を入札前に提出してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状(様式4)を入札前に提出してください。
- (4) 入札書を封筒に入れ、封筒の表に「令和6年12月3日開札 奈良県の自転車利用に関する広報物更新業務委託 入札書在中」と朱書するとともに入札者の住所及び商号又は名称を記載の上、封印等の処理をしてください。別紙1「封筒記載例」を参考にしてください。
- (5) 一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。入札書の記入は別紙2「入札書記載例」を参考にしてください。
- (7) 入札執行回数は2回までとします。1回目の入札(以下「初度入札」といいます。)において、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに2回目の入札(以下「再度入札」といいます。)を行います。
再度入札に参加する場合は、入札書を2枚用意してください。ただし、当該入札に参加しようとするものがない場合は行いません。
なお、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできません。
- (8) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、入札辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過したときをもって、この業務の入札を辞退したものとみなします。

(9) 郵便入札による入札書等の提出

入札書は、郵便により提出することができます。この場合は、書留郵便とし、入札書は初度入札及び再度入札別に中封筒に入れ、中封筒の表に「令和6年12月3日開札 奈良県の自転車利用に関する広報物更新業務委託 初度入札書在中」及び「令和6年12月3日開札 奈良県の自転車利用に関する広報物更新業務委託 再度入札書在中」と朱書するとともに、入札者の住所及び商号又は名称を記載の上、封印等の処理をしてください。中封筒及び入札参加資格通知書（写）は、表封筒に入れ、「令和6年12月3日開札 奈良県の自転車利用に関する広報物更新業務委託 入札書在中」と朱書するとともに入札者の住所及び商号又は名称を記載し、令和6年12月2日（月）17時まで（期限までに到着したものののみ有効とします。）に入札公告第4の1に定める場所に到着するようにしてください。

封筒への記入については、別紙1「封筒記載例」を参考にしてください。

1.3 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出したものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により順位を決定します。
- (3) 入札回数は2回までで、再度入札の後、不落随意契約手続に移行することがあります。

1.4 くじ引き

(1) くじ引き

開札の結果、落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、それらの者があらかじめ入札書に記載した「くじ番号」を基に、下記に定める「くじ引きの方法」により、順位及び落札者を決定します。このため、入札書には「くじ番号」（任意の3桁の数字）を記入してください。

※番号の記載がない、あるいは数字が特定できない場合は、「000」を割り当てます。

(2) くじ引きの方法

- ① 落札者となるべき同価格の入札をした者（以下「くじ対象者」という。）について、入札書提出の受付番号（以下「入札書受付番号」という。）順に、0, 1, 2・・・と落札判定番号を割り当てます。
- ② くじ対象者の入札書に記載されたくじ番号及びくじ対象者の入札書受付番号を合算し、くじ対象者数で除して余りを求めます。
- ③ ②で求めた余りと①の落札判定番号とが一致する者を落札者として決定します。次順位者は落札者の落札判定番号の次の番号の者となります。（例：0→1→2→0）

算定例（落札者となるべき同価格の入札をした者（くじ対象者）が3者の場合）

くじ対象者	A社	B社	C社
ア) 入札書受付番号	1	2	3
イ) 落札判定番号（アの小さい順）	0	1	2
ウ) くじ番号（任意の3桁の数字）	1 1 1	7 8 9	3 2 1
エ) アとウを合計した数字	1 1 2	7 9 1	3 2 4
オ) エの総合計÷くじ対象者数	1 2 2 7 ÷ 3		
カ) オの余り	0		
キ) 落札者	A社（次の順位者は、イの落札判定番号が1のB社）		

1.5 入札の無効

5に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において、奈良県物品等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けた者等入札時点において5に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

1.6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けたとき。
- (2) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

- (8) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((6) に該当する場合を除きます。) において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1.7 契約の解除

契約締結後、契約者について1.6の(1) から (8) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、1.6の(2) 、 (4) 、 (5) 及び(6) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1.8 その他

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(3) 契約書作成の要否

要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

(4) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書きの規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられる者）に該当する場合は、免除します。